

## 新型コロナウイルス感染症の感染予防に係る県外移動等に関する注意について

令和3年4月20日  
山口県立大学長 加登田恵子

新型コロナウイルス感染症については、全国各地において変異株が確認されるなど、感染者は全国的に急速に増加しており、4月19日現在、6都府県（東京都、大阪府、京都府、兵庫県、宮城県、沖縄県）に「まん延防止等重点措置」が適用され、今日からは、さらに4県（埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県）にも適用されます。一部の区域には「緊急事態宣言」が発令される可能性が高まっている状況です。また、ワクチン接種が始まりますが、皆さんに行き届くには、もうしばらく時間がかかりそうです。

（※「まん延防止等重点措置」の詳細は、内閣府ホームページ <https://corona.go.jp/emergency/>を参照してください。）

こういった厳しい状況を受けて、これからゴールデンウィーク時期を迎えるにあたり、学生の皆さん一人ひとりが「感染しない」「感染させない」ための行動を徹底することが大切です。県をまたぐ移動と感染症対策等の徹底について改めて注意を喚起しますので、下記の内容をよく把握して、最大限の注意を払い、適切に行動されるようお願いいたします。自分と大切な人の命を守るためには、安易な行動や油断は許されません。

## 《県をまたぐ移動についての注意》

- このたびのまん延防止等重点措置や今後緊急事態宣言が発令される可能性を踏まえ、就職活動などやむを得ないものを除き、対象区域（※）への移動については、自粛を強くお願いします。
- ※今後、上記の区域以外にまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令された場合はその区域を含む。以下同じ。
- まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令された区域への帰省や旅行などは、極力控えてください。
- やむを得ず、対象区域に移動した場合は、帰県後2週間は特に体調管理に努めるとともに、体調が優れないときは外出せず休養してください。
- 旅行などで、対象区域から来県をお考えのご家族やご友人には、皆さんから、自粛を強く働きかけてください。
- まん延防止等重点措置や緊急事態宣言対象区域以外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断いただくとともに、移動される場合には、万全の感染防止対策を講じてください。
- まん延防止等重点措置や緊急事態宣言発令の有無にかかわらず、県外に移動する必要がある場合には、いつ、どこに立ち寄ったかといった行動履歴を別添の行動記録表に記録しておいてください。  
風邪の症状や発熱等が認められる場合は、無理をして通学せず自宅で休養するとともに、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。

## 《感染症対策等の徹底》

- 毎日継続して体調管理（体温測定・体調確認）を実施し、別添の健康記録票に記録してください。
- マスクの着用、こまめな手洗い、身体的距離の確保といった基本的感染防止を徹底してください。
- 3密（密閉、密集、密接）の回避を徹底してください。
- 感染リスクが高まる場面（普段同居している者以外の者との飲食を伴う懇親会やマスクなしでの会話、狭い空間での寝泊まりなど）の回避を徹底してください。

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



### 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、量カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中車中でも注意が必要。



### 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



### 《相談先一覧》

- 体調管理に関する相談（平日 8:40～17:10）

風邪の症状や発熱等が認められる場合や、もしも、新型コロナウイルス感染症に罹患したり濃厚接触者に該当した場合には、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。

健康サポートセンター 保健室 （電話）083-929-6512

- 授業等に関する相談（平日 8:40～17:10）

授業等に関して不安がある場合は、教務部門に相談してください。

教育研究支援部 教務部門 （電話）083-929-6506

- その他全般的な相談

大学生活に関するさまざまな悩み事がありましたら、各チューターに相談してください。